

# 未来企業育成事業実施要領

## (趣旨)

第1条 公益財団法人わかやま産業振興財団（以下「財団」という。）理事長（以下「理事長」という。）は、和歌山県新技術創出推進条例（平成21年和歌山県条例第77号）に基づいて、新たな産業の振興と既存産業の高付加価値化を図るために策定した第二次和歌山県産業技術基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、新事業の創出に取り組む県内中小企業者と大学、高等専門学校、公設試験研究機関等の共同研究連携体（以下「連携体」という。）に対して、予算の範囲内で委託費を交付するものとし、その交付に関しては、この要領に定めるところによるものとする。

## (目的)

第2条 県内中小企業の研究開発支援として、産学官の活発な人的交流と情報交換等を通じて事業化への芽を育むとともに、連携体が実施する共同研究を支援することにより、新事業創出を推進することを目的とする。

## (対象者及び実施体制)

第3条 理事長は、共同研究を行う「産」、「学」、「官」から構成される連携体の中核となる中小企業者（以下「中核企業」という。）に共同研究の委託を行うこととし、委託契約に係る契約書は未来企業育成事業委託契約書（別記第1号様式。以下「委託契約書」という。）によるものとする。

なお、中核企業及び連携体を構成する「産」、「学」、「官」は、以下のとおりとする。

(1) 中核企業とは、和歌山県内に主たる事業所を有する中小企業者。

※上記の中小企業者とは、中小企業基本法第2条第1項又は第5項の規定による。

(2) 「産」とは、和歌山県内外の中小企業者、大企業、金融機関で、所在地は特に問わない。

(3) 「学」とは、和歌山県内外の大学、国立工業高等専門学校等で、所在地は特に問わない。

(4) 「官」とは、和歌山県内外の公設試験研究機関、国立研究機関等で、所在地は特に問わない。ただし、連携体は、「学」又は「官」から少なくとも1機関以上の参画を要するものとする。

## (対象となる共同研究)

第4条 本事業の目的を達成するために、大学・公設試験研究機関等が有する研究成果・技術を有効に活用でき、新事業の創出、事業化に結びつく研究開発であって、連携体において、事業化の可能性と予定時期、事業化計画と資金計画、開発した製品等の市場性、連携体を構成する企業の売り上げ予測と予定販路等について、十分に検討しているものとする。

また、基本計画に定められた以下の重点分野を優先対象とする。

①「ロボット等加工・組立技術分野」

②「化学分野」

③「医療・福祉分野」

④「バイオ・食品分野」

⑤「エネルギー・環境分野」

⑥「IT・ソフトウェア・通信技術分野」

⑦「農業・林業・水産業分野」

⑧「航空・宇宙分野」

## (共同研究期間)

第5条 共同研究期間は、契約締結の日から委託契約書の履行期限までとする。

## (委託費の限度額)

第6条 委託費の限度額は、委託業務1件当たり、50万円以上400万円以内（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

## (対象経費)

第7条 対象経費は、共同研究を実施するために必要な経費であって、次に掲げるものとする。

ただし、対象経費の支出に伴う消費税及び地方消費税及び対象経費を金融機関からの振り込み際に要する手数料についても対象とし、それぞれ各経費に計上できるものとする。

また、対象経費の内容については、別に定めるものとする。

- (1) 賃金
- (2) 謝金
- (3) 旅費
- (4) 消耗品費
- (5) 印刷製本費
- (6) 飼料費
- (7) 通信運搬費
- (8) 手数料
- (9) 使用料及び賃借料
- (10) 原材料費
- (11) 備品費
- (12) 委託料
- (13) 間接経費
- (14) 連携体内経費

(募集及び選定)

第8条 財団は、共同研究の委託を希望する連携体から共同研究提案を募集し、中核企業に未来企業育成事業共同研究提案書（別記第2号様式）を提出させ、以下の（1）及び（2）により、委託する共同研究提案を選定する。

(1) 選定方法

委託する共同研究提案は、次の審査を経て選定する。

ア 第一次審査

書類及びヒアリングによる審査を行い、第二次審査の対象とする共同研究提案を選定する。

イ 第二次審査

未来企業育成事業審査委員会において、連携体によるプレゼンテーションにより審査し、委託する共同研究提案を選定する。

(2) 審査基準

以下のア～オに掲げる審査基準により総合的に審査する。

ア 研究内容の新規性・優位性

- ・基盤となる大学、研究機関等の研究成果・技術において新規性・信頼性を有しているか。
- ・研究内容が新規性・独創性を有しているか。
- ・研究内容が既存研究と競合する場合、先導性・優位性を有しているか。

イ 事業化の可能性

- ・研究開発の内容において新規性・革新性を有しているか。
- ・想定される市場の規模、成長率等から事業化が期待できるか。

ウ 県産業の活性化及び地域発展への寄与等

- ・県内産業の活性化が期待できるか。
- ・地域への経済的波及効果が期待できるか。

エ 研究計画・実施体制の妥当性

- ・連携体構成企業・機関の役割が明確にされており、共同研究を実施する体制として妥当であるか。
- ・研究計画及び目標等は具体的で実現可能か。

オ 実施計画の具体性・整合性

- ・実施計画が具体的に示されており、実施体制、研究開発内容、目的及び課題・解決方法、スケジュール、経費など全体として整合性があるか。

(採択)

第9条 理事長は、前条の審査を経て選定した共同研究提案を採択するものとする。

2 理事長は、前項の場合において、適正な共同研究の委託を行うため必要があるときは、共同研究の提案に係る事項につき修正を加えて共同研究提案を採択することができる。

(採択の除外要件)

第10条 理事長は、共同研究の提案をした中核企業の役員等（役員又はその支店、営業所等を代表する者）が和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等若しくは同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者（第10条において「暴力団関係者等」という。）に該当する場合、又は禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行

を終わらない者若しくはその刑の執行を受けることのなくなるまでの者に該当する場合は、共同研究提案の採択を行わないことができる。

(採択の通知)

- 第11条 理事長は、第9条の規定による採択をしたときは、その採択の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、速やかに共同研究の提案をした中核企業に通知するものとする。
- 2 共同研究の提案をした中核企業は、前項の規定による通知を受領した場合においては、速やかに理事長に未来企業育成事業共同研究実施計画書（別記第3号様式）を提出するものとする。

(提案の取下げ)

- 第12条 共同研究の提案をした中核企業は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る共同研究提案の採択の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から15日以内に、申請の取下げをすることができる。
- 2 共同研究の提案をした中核企業は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る共同研究の委託契約締結前に共同研究を実施しないことを決定した場合には、速やかに提案の取下げをしなければならない。
- 3 前2項の規定による提案の取下げは未来企業育成事業共同研究提案取下げ書（別記第4号様式）を理事長あてに提出することにより行うものとし、財団に到達したことをもって当該提案に係る採択はなかったものとみなす。

(委託契約の締結)

- 第13条 採択した共同研究提案については、財団と中核企業の間で委託契約を締結する。なお、中核企業は、共同研究の運営管理、連携体構成員相互の連絡調整、経理などの事務的管理を行う機関であり、財団からの委託契約における受託者としての一切の契約責任を有する。
- 2 第11条の規定による通知をした場合において理事長は、共同研究の提案をした者がこれの全部又は一部に従う意思のない場合には共同研究の委託を行わないことができる。

(委託の除外要件)

- 第14条 理事長は、共同研究の提案をした中核企業の役員等（役員又はその支店、営業所等を代表する者）が和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等若しくは同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者（第10条において「暴力団関係者等」という。）に該当する場合、又は禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者若しくはその刑の執行を受けることのなくなるまでの者に該当する場合は、共同研究の委託を行わないことができる。

(再委託契約等の締結)

- 第15条 中核企業と連携体構成企業・機関（県公設試験研究機関を除く）は、共同研究を確実に実行するため、連携体で協議の上、相互に再委託契約又は受託契約等を締結することができる。

(その他必要な事項)

- 第16条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委託契約書に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年3月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。